

同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は「八女中・八女高同窓会」とし、本部を福岡県立八女高等学校内「泉が丘会館」に置き、事務局を設置する。

(目的)

第2条 本会の目的は、会員相互の親睦を深めるとともに、母校との緊密なる連絡を図り、その発展を助成する。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発刊
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は下記の者とし、これを組織する。

- (1) 福岡県立八女中学校の卒業者
- (2) 福岡県立八女高等学校およびその併置中学校の卒業者
- (3) 上記学校に在学した者で、入会を希望し、評議員会の承認を得た者
- (4) 上記学校の職員および旧職員は特別会員とする。

第2章 役員および組織

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1名	幹 事 長	1名
名誉会長	1名	副幹事長	若干名
副 会 長	若干名	事務局長	1名
顧 問	若干名	参 与	若干名
理 事	45名	会 計	1名
監 事	3名	書 記	若干名
評 議 員	若干名		

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事を下記のとおり定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の任務に支障があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、本会の業務を審議し、執行する。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 評議員は評議員会を構成し、その付託事項を処理する。
- (6) 幹事長は会長の意を受け、本会の常務の執行に当たり、副幹事長はこれを補佐し又は代行する。
- (7) 事務局長は本会の事務一切を処理する。
- (8) 会計は本会利経理事務を処理する。
- (9) 参与、書記は本会の事務を処理する。
- (10) 名誉会長及び顧問は本会の諮問に応じる。

(役員を選任)

第7条 役員を選任を下記のとおり定める。

- (1) 会長、副会長、理事及び監事は、会員の中から評議員会において選出し、総会に報告する。
- (2) 評議員は各回及び各支部より選出する。
- (3) 名誉会長は現職の八女高等学校長とする。
- (4) 顧問、幹事長、副幹事長、事務局長、参与、会計及び書記は会員の中から会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。

2. 役員欠員により補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部)

第9条 支部は、理事会の承認を得て、会員が10名以上在住する地域に設けることができる。

支部の規約は別にこれを定める。

(総会)

第10条 総会は、会長の招集により、毎年5月最終日曜日を定期として、役員選出、予算、決算、会則の改正及びその他会務の報告をする。

2. 議長は出席会員の中より会長が指名する。

(評議員会)

第11条 評議員会は、会長、副会長、理事、監事、幹事長、及び評議員をもって構成し、会長の招集により、会長、副会長、理事、監事の選出、予算、決算、会則

改正その他必要な事項を審議決定する。

2. 評議員会は、議決については出席した評議員の過半数の賛成により行うものとする。

3. 議長は会長がこれに当たる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事、幹事長、副幹事長事務局長、参与、会計、書記をもって構成し、会長の招集により、予算案、決算案、会則改正案の作成及び会の運営等必要な事項を審議し処理する。

2. 議長は会長がこれに当たる。

第3章 会 計

(会計)

第13条 本会の会計に関しては、次のとおりとする。

2. 本会の経費は入会金、会費、寄付金その他の収入をもって充て、周年行事など必要に応じて募金活動を行う。

3. 本会の予算は毎会計年度ごとに編成し評議員会の承認を得なければならない。

4. 本会の決算は5月までに作成し、評議員会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基本金の積み立て)

第15条 基本金は、必要に応じて、収入の一部を積み立てることができる。

2. 基本金の保管、利殖及び処分は理事会の議決によって定め、評議員会にその旨を報告しなければならない。

第4章 そ の 他

(特別委員会)

第16条 本会は必要に応じて特別委員会を設置することができる。特別委員会の組織・運営については別途規約を定める。

(細 則)

第17条 本会の運営に必要な細則は別に定める。

(会則の改正)

第 18 条 本会の会則の改正は、評議員会の議決を得て総会に報告するものとする。

(実施時期)

第 19 条 本会則は平成 28 年 5 月 29 日から実施する。

大正 13 年 8 月 3 日制定

昭和 33 年 4 月 1 日一部改正

昭和 47 年 5 月 28 日一部改正

昭和 59 年 4 月 1 日一部改正

平成 3 年 4 月 1 日一部改正

平成 6 年 5 月 29 日一部改正

平成 28 年 5 月 29 日一部改正

同窓会細則

昭和 59 年 5 月 27 日改正

平成 29 年 1 月 23 日改正

第 1 条 本会の入会金は 3,000 円とし終身会費は 5,000 円とする。

第 2 条 生徒は在学中、入会金、終身会費・運営費として毎月 500 円と卒業時に 5,000 円を納める。

第 3 条 本会の事業、又は母校の事業援助のため特に必要がある場合は基本財産から繰入れ支出することができる。

第 4 条 同窓会名簿は 5 年に 1 回、1 2 月初旬に発行する。

第 5 条 同窓会新聞は必要あるときに発行する。

第 6 条 母校職員が 1 年以上勤務して転退職する場合は記念品料 1 万円を贈り謝意を表す。

第 7 条 母校在職年数が特に長い、又は本会に対する功労の著しい客員の転退職に際しては、そのつど理事会にはかり謝意を表すことがある。

第 8 条 会員・客員の死去の際は、弔辞・弔電、又は香料を贈呈して哀悼の意を表す。ただし、2 カ月以内に、遺族又は会員中より通知を受けた場合に限る。

[附則] 第 2 条については平成 29 年度の新入生から適用する。

注記 第 1 条入会金は会友（会則 4 条(3)）が該当し、同条終身会費は高 25 回卒以前の会員が対象です。